

最低制限価格の算定式の改正について

(平成28年6月1日以降の公告または指名通知を行う案件から適用)

過度な競争による品質低下を防止し、適正な価格での契約を推進するため、従来から下記1～3の対象業務について、最低制限価格制度により業務品質の確保につとめているところですが、このたび、下記1及び2の業務の算定式を改正することといたします。

なお、最低制限価格設定業務については、従来どおり入札公告または指名通知において「最低制限価格設定の有無」欄に「有」と表示しております。

記

1 建設工事等

工種等		最低制限価格の算定式	おもな対象業務
土木	一般土木工事 舗装工事等 (下記以外の土木系工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 95% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% の合計額 × 1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装、塗装工事 ・緑地整備業務 など
	土木系の 機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費 × 87.5% ・直接工事費 × 95% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費等 × 55% の合計額 × 1.08	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務 (積算体系が左記と同じ業務) など
建築	一般建築工事 建築設備工事等 (昇降機設備工事等以外の建築系工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 90%) × 95% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 90% ・一般管理費等 × 55% の合計額 × 1.08	
	昇降機設備工事等 (エレベータ工事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費 × 80%) × 95% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費 × 20% + 現場管理費) × 90% ・一般管理費等 × 55% の合計額 × 1.08	

ただし、各業務について、該当工種の算定式により得られた額を予定価格で除して得た割合が10分の9を超える超えた場合にあつては、10分の9、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

2 建設コンサルタント等業務

業種区分	最低制限価格の算定式	おもな対象業務
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 ・諸経費 × <u>55%</u> の合計額 × 1.08	
建築関係の 建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・特別経費 ・技術料等経費 × 90% ・諸経費 × 60% の合計額 × 1.08	
土木関係の 建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接原価 ・その他原価 × 90% ・一般管理費等 × <u>65%</u> の合計額 × 1.08	
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 ・間接調査費 × 90% ・地質調査業務費(解析) × <u>80%</u> ・諸経費(一般) × <u>45%</u> の合計額 × 1.08	
補償関係 コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接原価 ・その他原価 × 90% ・一般管理費等 × <u>65%</u> の合計額 × 1.08	

ただし、各業務について、該当工種の算定式により得られた額を予定価格で除して得た割合が10分の9を超える超えた場合にあつては、10分の9、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

3 役務の提供等

業種区分	最低制限価格の算定式	対象業務
建物等各種施設管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接業務費 × 90% ・直接経費 × 70% ・技術経費 × 70% ・間接業務費 × 30% ・諸経費 × 30% <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">}</div> <div>の合計額 × 1.08</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理施設等の「運転保守等業務委託」に限る

ただし、算定式により得られた額を予定価格で除して得た割合が10分の7に満たない場合は10分の7とする。